

< Question >

過去2回(5月号、6月号)の連載をご覧いただいた読者の方からこのようなご質問をいただきました。

事業承継を考えた場合には、後継者だけではなく、後継者以外の相続人に配慮する必要があり、そのための方法として、遺言を書くということを提案されていました。ですが、私はまだまだ元気ですし、自分が死んだ後のことを、今考えなければならぬことが納得できません。妻も子供たちも私の考えのことはよくわかってきているので、遺言なんて書かなくても、相続争いなんて起こらないのではないかと考えています。それでもやっぱり、遺言を書いた方がいいのでしょうか。

連載③ 「事業承継」

「遺言を書いてスムーズな遺産分けを」

解説

おっしゃる通り、相続人の皆さまが相談者さまの気持ちをわかっていただければ、遺言なんて要らないのかもしれない。ただ、相続となると、今まで口を出してこなかった親族や、相続人の配偶者などが意見を出されることもあり、今は状況が変わっていて、財産を必要とされている状況にある相続人も出てこられるかもしれません。私が関わらせていただいた案件を思い返すと、遺言があればもっとスムーズだったのでは、と思うことが無いわけではありません。

遺言のメリットとして、間違いないのは、遺言があれば遺産分けがスムーズです。「遺言執行者」という、遺言に基づいて預金の解約や不動産登記の名義変更などを行うしてくれる方を事前に指定しておくことができます。弁護士を指定される場合もありますし、相続人のうちどなたかの場合もあります。遺言執行者を指定しておく、相続人全員の実印をもらって、印鑑証明書をつけてもらうなどの

手間を省くことができます。

遺言に「付言」を書いて、想いを託すことができます。皆さまに伝わっているとは思いますが、それを言葉として、文字として残しておくことは、遺族のかたがたとつても、指針として尊重されるものになる可能性が高いです。

例えば、これから先が心配な方がいらつしやる場合、財産の残り方や使い道を指定し、その指定した理由をまで記載しておく、相続人は理解しやすくなります。

既に多くの財産を渡してあげた方がいる場合には、他の相続人にはそれが分からないこともあり、この相続人の相続が少ないのは、すでにこういう財産を渡したからだ」と書いておくと、相続人の納得が得やすいというメリットもあります。年の離れたお子さん、障害があるお子さんの場合など、財産を渡すだけではなく、その使い道も指定したいような場合には、遺言による信託も検討さ

れるでしょう。

遺言を書くためには、ご自身の財産全てについて、今、決めていなければいけないという訳ではありません。「自宅は妻に、株式は後継者、その他の財産は相続人全員で法定相続分に応じて分割するように」というように、相続人に委ねる遺言も可能です。

遺言は一度書いてしまっても撤回は自由です。何度でも書く事が出来ます。書くことで、お気持ちが整理できることもあるでしょう。心のハードルを下げ、後になって書いておけばよかったということが無いように、手紙のつもりで書いてみてはいかがでしょう。また、遺言には所定の方式が定められていますので、詳しくは弁護士にご相談ください。



弁護士法人ITS法律事務所
田中芳樹 代表社員 弁護士

〈プロフィール〉東京大学法学部卒、2003年東京三菱銀行入社。06年に中央大学法科大学院卒、同年司法試験合格。07年に佐賀県鳥栖市で「ITS法律事務所」を開設。15年には福岡事務所を開設。「あなたの権利守ります」をモットーに個人相談から企業法務に至る全てのリーガルサービスを提供している。